容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～九　［略］ 十　一般継目なし容器　継目なし容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器以外のもの 十一・十二　［略］ 十三　圧縮水素自動車燃料装置用容器　次のイ又はロに掲げるもの（第十三号の三に掲げるものを除く。） イ　圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器　継目なし容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充塡するための容器 ロ　圧縮水素自動車燃料装置用複合容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充塡するための容器 十三の二～二十七　［略］ 二十七の二　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力　最高充塡圧力の数値の二分の三倍 二十七の三　圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る耐圧試験圧力　最高充塡圧力の数値の十分の十三倍 二十八～三十四　［略］ （刻印等の方式） **第八条**　法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。 一～四　［略］ 四の二　圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号　R） イ　圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（記号　ＶＨ１） ロ　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号　ＶＨ２） ハ　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号　ＶＨ３） 四の二の二～十五　［略］	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～九　［略］ 十　一般継目なし容器　継目なし容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器以外のもの 十一・十二　［略］ 十三　圧縮水素自動車燃料装置用容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充塡するための容器（第十三号の三に掲げるものを除く。） ［新設］ 十三の二～二十七　［略］ 二十七の二　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力　最高充塡圧力の数値の二分の三倍 ［新設］ 二十八～三十四　［略］ （刻印等の方式） **第八条**　法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。 一～四　［略］ 四の二　圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号　R） ［新設］ イ　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号　ＶＨ２） ロ　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号　ＶＨ３） 四の二の二～十五　［略］